

論 説

1968年8月のソ連外交 - チェルナ会談から「モスクワ議定書」締結まで

我 妻 真 一

目 次

はじめに

1 チェルナ/ブラティスラヴァ会談

2 軍事介入の決定

3 クレムリンにおける「交渉」

おわりに

はじめに

「プラハの春」が軍事介入によって頓挫した1968年から、すでに30年が経過した。その間、当時の国際環境を規定していた米ソ冷戦構造やソ連邦が崩壊し、またチェコスロヴァキアでも、体制転換ならびに連邦解体という歴史的な変動が生じた。その結果「プラハの春」をめぐる研究環境も一変した。もちろん、冷戦期にあっても、多くの優れた研究が発表されてきた(cf. Golan, 1973; Skilling, 1976; Dawisha, 1984)。しかし、新たな一次史料の開示は、研究環境を飛躍的に改善する契機をもたらし、「プラハの春」に対する関心を引き起こしている(cf. Williams, 1997; Kramer, 1998b)。

さて「プラハの春」に関する争点の一つは、ソ連指導部がチェコスロヴァキア情勢に対していかなる懸念を抱き、最終的に軍事介入を選択した要因は何かという点である。別言すれば、7月末から8月初めのチェルナ＝ナト＝ティソ会談(以下チェルナ会談)およびブラティスラヴァ会談後のチェコスロヴァキアを取り巻く情勢が、『二千語宣言』の発表からワルシャワ会談に至る緊張に包まれた雰囲気から一転し、佐瀬昌盛の表現に倣えば、「突然の小春日和」(佐瀬, 1983, 379)の到来と形容される中で、軍事介入に踏み切らせる政策転換がなぜ決定されたのか

が多大な関心を引いてきた。

この争点をめぐって、ウィリアムズが興味深い見解を提示している(Williams, 1997)。従来の研究(cf. Valenta, 1991)が、介入決定の要因としてソ連指導部内の相互作用を重視したのに対し、彼は、ソ連指導部とチェコスロヴァキア指導部「間」、とりわけ「ドブチュクとブレジネフといった指導者の直接交渉」なども合意形成に重要な役割を果たしたと指摘する(Williams, 1997, 35)。

本稿では、このウィリアムズの見解を基にチェルナ会談から軍事介入、そして「モスクワ議定書」締結までの過程を考察していく。一般に軍事介入の決定までを一区切りとして「モスクワ議定書」締結交渉は後日談的に扱われることが多いが、軍事介入に対するソ連指導部の考えがこの交渉過程を検証することでより鮮明になると思われる。したがって、本稿の課題は、まず第1に、7月29日から8月1日にかけて行われたチェルナ会談から軍事介入に至る展開を跡づけ、第2に、8月23日から26日の交渉過程において、ソ連指導部が、どのような論理によって、軍事介入の帰結を正当化したのかを明らかにするという2点にある¹⁾。

1 チェルナ/ブラティスラヴァ会談²⁾

8月20日の介入に至る経過の中で、重要な位置を占めるのが、7月のワルシャワ会談後に開催されたソ連共産党中央委員会政治局会議である。7月19日及び26日の会議において、ソ連指導部は、軍事介入という強硬手段と交渉による政治的解決という2つの政策を同時進行的に実施していくことを決定した(, 1995, 35-7)。つまり、大多数の政治局員は、「チェルナ会談を彼ら(=チェコスロバキア指導部)に対する圧力を示す最後の手段」(, 36)として考え、その上、会談において、「(改革の行末に不安感を抱いている)健全勢力からのアピールに従って、あるいは会談が決裂に終わったならば、直ちに『国際的援助』が提供される」(, 1995, 323)準備を万全に整えて臨んだのである。このようなソ連指導部の姿勢は、会談が1日で終わると見越して、30日と31日にモスクワで他のワルシャワ条約機構(以下WTO)4カ国(東独・ポーランド・ハンガリー・ブルガリア)との会談を予定していたことから確認できる(, 1995, 38; Kramer, 1998b, 149)。結果的にソ連指導部が採用した2つの方針は、チェコスロヴァキア側の誤解を生み、軍事介入の可能性を高めることとなった(Dawisha, 1984, 365)。

以上のようなソ連指導部の態度を、より具体的に表しているのが、8月8日付けのチェルナ会談に関する政治局報告文書であり、ソ連側が次のような課題を設定したことを明らかにしている(. No.3, 1993, 93)。第1に、状況の深刻性及び反革命分子に対する効果的な手段の実施に対する注意の喚起。第2に、右派及び反社会主義的勢力に対して、

協調的な共産党指導部のメンバーに対する影響力の行使。第3に、マルクス・レーニン主義の立場で発言する同志たち及び彼らの闘争の支援。第4に、社会主義諸国及び党の一般的な国際主義的立場からの離脱の阻止ならびにソ連や他の社会主義諸国との友好的な関係の強化に対する影響力の行使である。ソ連指導部が以上のような目的を持って臨んだチェルナ会談が、どのような展開を辿り、いかなる帰結をもたらしたのかを、ソ連側の主張に沿って、見ていこう(No.65; Valenta and Moravec, 1991, 587-95)。

29日の会談では、ブレジネフが、これまでのチェコスロヴァキア情勢に関するソ連側の見解と立場を報告した。その中で、彼は、3月から4月にかけて開かれたチェコスロヴァキア共産党中央委員会総会が情勢を安定化させることができず、反対に採択された『行動綱領』が右派勢力によって、共産党体制を攻撃する法的基盤として利用されたと指摘した(No.65, 284-5)。また党や政府幹部の大幅な交代、反ソ的な宣伝活動の拡大にもかかわらず、チェコスロヴァキア共産党は、何ら有効な対応を行わず、これまでの活動に対する信頼の失墜を招いていると述べ、具体的にソ連の認識を挙げた。

第1に、過去の過ちや欠点の修正、公的な生活領域における党の指導性の改善、社会主義的民主主義の発展を目的とするチェコスロヴァキア共産党中央委員会の決定を評価し、これらは、チェコスロヴァキアの国内問題であるという認識を示した。

第2に、改革を成功させるためには、党の指導的役割、つまり党がその方向性を完全に掌握するべきである。換言すれば、「共産党の強化や社会生活のあらゆる領域における党の指導的役割の保障なしには、社会主義の『改良』への言及すべてが単なるごまかしにすぎない」と指摘した(286-7)。

第3に、チェコスロヴァキア人民の社会主義的成果の運命と、我が国や他の兄弟諸国との同盟義務によって結ばれた社会主義国としてのチェコスロヴァキアの運命が純粹にチェコスロヴァキア共産党の国内問題ではないという見解を明らかにした上で、ブレジネフは、「今日、チェコスロヴァキア共産党において、党組織の主要なレーニン主義的原則つまり民主集中性の原則や党のイデオロギー的・組織的結束が侵害され」(288)、反革命の脅威が現実のものとなっていることこそがソ連共産党や他の東欧諸国が恐れていることであると述べた(289)。以上のブレジネフ発言は、「プラハの春」に対する危機感を率直に表しているといえよう。

これに対して、ドブチェクは、発言の中で、ソ連との同盟関係に言及し、その重要性を指摘した上で、「ソ連が十分に我々人民の主権の権利を尊重するという考えは、我々の友好的な関係の更なる発展への確固たる基盤を提供し、こうした関係を侵害しようとする人々に対する行動の機会を我々に与える」(290-1)と述べ、先のブレジネフ発言における第3の点に反論した。

続けてチェコスロヴァキア側から何人が発言があった後、コスイギンがチェルニーク(首相)に反論する形で意見を述べた(295-7)。彼は、次のように問いかけ、チェコスロヴァキアが位置

する地政学的条件に注意を向けさせた。

我々は、あなた達の国境線が、そして我々の国境線がどこに引かれているのか、さらに、それらの国境線の間には違いがあるのかということを考えなくてはならない。チェルニーク並びにドブチェック同志、あなた達は、我々が西側に接し、資本主義諸国から引き離している唯一の国境線を共有していることを否定できない(296)。

翌30日には、ソ連側から、ブレジネフ、コスイギン、ポドゴルヌイ、スースロフが、チェコスロヴァキア側からは、ドブチェック、チェルニーク、スムルコフスキー(国民議会議長)、スヴォボダ(大統領)が出席した4対4の会談が行われた。またドブチェックの自伝によれば、31日に、ブレジネフと2人きりの会談を持っている(ドブチェック, 1993, 290-1)。しかし、初日の議論で明らかのように、両者の主張はかみあうことなく平行線を辿った。結局、ソ連指導部にとって予想外に4日間も続いた会談は、公式には、8月3日にブラティスラヴァで多国間会談を開催するとだけ記した声明が出され、終了した。

介入に至るまでの約3週間の展開において、重要な問題点として浮かび上がってくるのが、チェルナ会談で、何が合意されたのかという点である。例えば、ドブチェックは、自伝の中で、会談で合意に達したのは、前述の声明にあるように、ブラティスラヴァで6カ国会談を開催することだけであると語っている(ドブチェック, 1993, 291-4)。6日に発表されたチェコスロヴァキア共産党中央委員会の声明も、同様に、6カ国会談の開催がチェルナ会談の決定であると述べている(No.74)。一方、スムルコフスキーは、回想録の中で、ソ連側の「要求」として、クリーゲル(国民戦線議長)及びツィーサシュ(中央委員会書記)の更迭、社民党やその他の非共産系政治団体(KAN, K-231)の解散、マスコミの統制、そしてこうした「要求」に対するチェコスロヴァキア側の積極的な対応を挙げている(スムルコフスキー, 1976, 100-1)。他方、ソ連の認識は、先に引用した8月8日付けの文書に見出すことができる。ここでは、チェコスロヴァキア指導部が「党の指導的役割を強化し、情報統制の確立、反ソ的政治団体の活動停止に関する具体的な措置を採ることに合意した」と記されている(No.3, 1993, 94)。

以上の点から、スムルコフスキーがソ連の「要求」としている事項に関して、ソ連側は、「合意」が成立したと考えていたものと思われる。その内容は、ウィリアムズの整理に従えば、(1)党の指導的役割の擁護、(2)マスメディアの統制、つまり検閲の復活、(3)非共産党系の政治団体の活動停止、(4)内務省の改革の停止およびパヴェル内相の更迭、(5)ピリャーク(スロヴァキア共産党第一書記)の留任、(6)ペリカーン(国営テレビ総裁)、クリーゲル、ツィーサシュといった改革派の更迭である(Williams, 1997, 102)。合意内容とその実施をめぐる双方の認識の違いは、後に見るように、軍事介入の決定を導く口実の一つとして作用することとなった。換言す

れば、クレイマーが指摘するように、ドブチェクとブレジネフの間に、チェルナで取り決められた「義務」や「約束」に関する共通理解は存在していなかった(Kramer, 1998b, 149)ことによって、誤解が増幅され、政治的解決の道が閉ざされていったと言えよう。

8月3日、ブラティスラヴァで他のWTO4カ国を交えた6カ国会談が開催された。この会談は、次の2点において、注目される。第1に、会談の結果として発表された共同宣言の内容である(. 4 1968)。この共同宣言は、チェコスロヴァキアの国内情勢には一切言及せず、社会主義諸国の関係を抽象的に述べているが、その中で、後に軍事介入を正当化する論理につながる文章を見出すことができる。それは、「各国民の英雄的努力と献身的な労働によってかちとられた成果を支持、強化、擁護することは、すべての社会主義国の共通の国際的義務である」という個所であり、これは、軍事介入後に「制限主権論」として認識される主張と同一の内容である。確かに、後の段落で、「民族的な特殊性と諸条件」や「平等、主権と民族独立の尊重、領土保全」などの諸原則に基づくという表現も見られるが、しかし、これまで類似の声明で常に主権尊重とセットで言及されてきた内政不干渉という文言が欠けていることを考えるならば、社会主義の擁護という国際主義的な側面に重点が置かれているとみなすことができよう。

第2点目は、この会談の最中に、インドラ(中央委員会書記)、コルデル(幹部会員)、カペク(幹部会員候補)、シュベストカ(『ルデ・プラーヴォ』編集長)、ピリャークらの「健全勢力」からソ連側に対して「援助」を要請する書簡が届けられたことである(シンカリョフ, 1992; Kramer, 1993, 2-4; idem, 1998a, 243-4; No.72)。ピリャークを始めとする「健全勢力」とは、すでに5月の時点で、シェレスト(ウクライナ共産党第一書記)を通じて、接触ルートができており(Kramer, 1998a)、7月14-15日のワルシャワ会談で起草されたチェコスロヴァキア共産党中央委員会宛の共同書簡でもその存在について言及されている(. 18 1968, 2)。チェコスロヴァキア側からの介入を要請する何らかの形式が必要であるという具体的な考えが示されたのは、7月20-21日にハンガリーで行われたシェレスト=ピリャークの秘密会談においてである(Kramer, 1998a, 242; Kun, 1999, 123)。こうしたソ連側の意向によって、援助要請の書簡が作成され、届けられたのである。この書簡は、1月以降の情勢が民族主義、排外主義、そして反共・反ソ主義によって特徴づけられ、それに対して指導部が十分な措置を講じていないと指摘し、「切迫した反革命の危険からチェコスロヴァキア社会主義共和国を救うことができるのは、あなたがた(=ソ連)の援助によってのみである」(No.72, 324)と記している。この書簡が、軍事介入を導く過程に占める意味に関して、クレイマーは、シェレストがピリャークに対して書簡の存在を機密扱いにすることを確約していた点から、軍事介入の法的な口実よりもむしろ、介入の際に「健全勢力」の権力奪取を確実にする手段としてソ連指導部は考えていたと指摘している(Kramer, 1998b, 150)。

ブラティスラヴァ会談は、以上の2点から、軍事介入の論理を形成する上で、重要な意味を持っていたことが確認されよう。

2 軍事介入の決定

ブラティスラヴァ会談以後の展開は、チェルナ会談での合意内容をめぐるソ連とチェコスロヴァキアの認識の違いによって、次第に不信感が生じ、ソ連指導部が、政治的解決の限界を認識し、軍事介入という選択を採るようになった過程として捉えることができよう。ソ連指導部が軍事介入へと踏み切るか否かは、「チェコスロヴァキア指導部がチェルナ＝ナト＝ティソで達した合意とブラティスラヴァで採択された声明に従って行動するかにかかっている」（No.3, 1993, 95）という指摘からも明らかなように、チェコスロヴァキア側の対応に委ねられた形となっていた。以下では、ソ連指導部が、どのようにチェコスロヴァキア情勢を注視していたのかという観点から、軍事介入までの展開を検証していこう。

ブラティスラヴァ会談以降、ブレジネフを始めとするソ連指導部の多くは、モスクワを離れ、クリミアでの休暇に入っていた。そのため、合意事項の実施に関する動向の把握は、主として、チェルヴォネンコ（チェコスロヴァキア駐在ソ連大使）を通じて行われた。

8月7日、政治局の求めに応じて、チェルヴォネンコは、ドブチェク及びレナルト（中央委員会書記）との会談内容を報告している（1992, 148-9）。「ドブチェクが政治状況の複雑さを見ず、健全勢力とは異なるアプローチを取っており、右派勢力に対する闘争を行う用意がない」（148）と分析したチェルヴォネンコ報告は、ソ連指導部に、チェコスロヴァキア側がチェルナ会談で合意された事項を遂行する意思に対する疑念を抱かせるものであった。この報告に基づく形で、チェコスロヴァキアに対して合意事項の即時遂行を求める圧力が、様々なルートを通じて、かけられた。

それらの措置の一つとして注目されるのが、2度のブレジネフ＝ドブチェク電話会談である。9日に行われた1回目の電話会談で、ブレジネフは、チェルナでの合意が実行されていないことに憂慮の念を示し、その実行のために、いかなる支援を提供できるかと切り出した（No.77, 336）。また、現在の深刻な状況が右派勢力によって作り出されたと指摘し、それを打破するために、ドブチェクが「健全勢力」と連帯することを勧めた（336-7）。さらに、人事問題に話が移ると、ブレジネフは、実施の具体的な期限を示すよう迫り、ドブチェクから次の幹部会で協議するという言質を引き出した（337）。最後に、再度、合意事項の実行を確認し、会談を終えた。翌日、この会談の内容は、12日にチェコスロヴァキア訪問を予定しているウルブリヒトに伝えられ、その中で、先の電話会談におけるソ連側の主要な意図が、マスコミの統制と非共産党系の政治団体の活動停止に関する方策などを含む合意事項の実施であることが述べられている

(, 1992, 149)。

2回目の電話会談は、13日に、ちょうどチェコスロヴァキア共産党の幹部会が開催されている最中に行われた((), .3, .91, .120, .1-18)。同日、ソ連共産党政治局の名で、ドブチェク宛に「マスメディアの反社会主義的傾向が強まっていることは、チェルナ合意の侵害であり、右派勢力の活動だけでなく、不介入というチェコスロヴァキア指導部の態度の結果でもある」(, 1992, 150)と記した書簡を送付したことを考慮に入れるならば、ソ連指導部が、チェコスロヴァキア側の行動に対する疑念を一段と深めていったことが分かるだろう。

こうした状況下で行われた電話会談において、ブレジネフは、マスメディアの統制と人事問題を例に挙げて、合意事項が実行に移されていないことに強い不満を表明した。そして、次のように述べ、チェルナ合意に沿って問題を解決する意思を問い、合意事項の不履行は、「裏切り」の証拠であると非難した。

我々は、これまで、この分野(=マスメディア)の義務の実行に関するチェコスロヴァキア共産党中央委員会幹部会のいかなる行動も見えていない。義務の実行の遅延は、我々が一緒に到達した決定に対する露骨な虚偽であり、事実上の妨害に他ならない。義務に対する態度は事態を一変させ、我々はあなたの声明を改めて検討しなければならない。それゆえ、我々は、チェコスロヴァキア共産党とチェコスロヴァキアにおける社会主義の事業を擁護する新たな、独自の決定をしなくてはならない(, .3, .91, .120, .4)。

人事問題に関しても、ドブチェクがその解決が次の総会になると答えると、ブレジネフは、「9日の電話会談で、今日の幹部会でこの問題を協議すると言ったのではないか、私に嘘をついたとみなすほかない」(.5-6)と批判した。そのうえ、いかなる議題が今日の幹部会で討議されるのかというブレジネフの質問に対し、ドブチェクは内務省の分割について討議すると答えた。しかし連邦化の進行などの情勢の変化を理由に、その実施が10月頃にずれ込むだろう(.7)というドブチェクの発言は、早急な実施を求めるブレジネフを失望させるものであった。

ドブチェクは、様々な理由を挙げてブレジネフの批判をかわそうとした。例えば、「なぜなら、情勢が変わってしまったからだ。チェルニークも私も情勢が変わるとは予想していなかった。しかしこうした処置を行う必要性に関する我々の見方は変わっていないし、依然として、この処置がなされるべきだという見方を支持している。ただ情勢だけが変化したのだ。しかし、これは、改めて問題自体を検討する必要があることを意味している」(.15)と述べ、解決のために時間が必要であり、また他の幹部会メンバーと協議する必要があると理解を求めた。

しかし、ブレジネフは、ドブチェクの挙げた理由を一様に退けた。例えば、情勢の複雑性に

については、チェルナ会談時に既に明らかであり、それを克服しようとしないうドブチェックの態度こそが問題だと指摘した。またチェルナ会談で、「我々は、援助の手を差し伸べる用意があると云ったが、不要だと断ったではないか」(.8)と反論した。

こうしたブレジネフの執拗な要求は、ドブチェックを苛立たせ、要求が非難でしかなく、「もし我々があなたを騙していると考えれば、あなたたち政治局が必要と考える措置を取るべきだ」(.8)、「適切と考える措置を取ってくれ。それはあなたの問題だ」(.12)と、ソ連側にフリーハンドを与えたとも読み取れる発言をさせた。

ブレジネフは、会談の内容を、チェルニークやスムルコフスキー以外の幹部会メンバーにも報告すること、さらにクリーゲルやツィーサシュと袂を分かち、「健全勢力」と協調するよう助言した(.13)。そして、相互の信頼関係の上に築かれたチェルナ及びブラティスラヴァの合意事項の不履行は、「我々の信頼の終わり」(.14-5)だという認識を示した。最後に、両党の良好な関係は、両者による義務の相互的かつ誠実な実行という条件でのみ維持されると述べ、党大会前に、つまり8月中にこれらの措置が速やかに実行に移されることを要求した(.17)。

以上のブレジネフ=ドブチェック電話会談は、ドブチェックの指導力に対するソ連側の期待を喪失させ、軍事介入という選択を導く要因となったと思われる。クレイマーは、こうした接触の失敗が、最終的にチェコスロヴァキアの現指導部に対するブレジネフの信頼を失わせ、軍事介入が不可避であるという認識を形成し、この時点から、チェコスロヴァキアを取り巻く状況が大きく変化したと述べている(Kramer, 1998b, 153)

政治的解決の困難さが明らかになったことを受けて、ソ連指導部は、2つの側面から、軍事介入の最終的な準備段階へと入っていった。第1に、軍事介入に伴う「健全勢力」による政権交代を円滑に実行するため、この時期、彼らとの接触を図っている。例えば、10日に、ピリャークが、ブレジネフとの電話で、ブラティスラヴァ会談以降の動向を報告し、14-15日には、インドラとパヴロフスキー(前駐ソ大使)が、チェルヴォネンコに対し、軍事介入と同時に革命労農政府の樹立を実行すること、また彼らが幹部会や中央委員会において多数派を形成していると語ったとされる(Kramer, 1993, 3)。

第2に、9日から16日にかけて、グレチコ国防相が、チェコスロヴァキア周辺に展開するWTO軍を訪問し、その準備の進行状況を視察している(No.84)。当時チェコスロヴァキア国境に面するザカルパチア方面軍政治部長であったゾロトフの回想によれば、12日にグレチコを筆頭とする軍高官が、彼の部隊を訪問し、ごく近い将来にチェコスロヴァキアへ軍隊を送るであろうと述べ、またチェコスロヴァキア側の抵抗の可能性は低く、むしろNATO軍の行動を警戒する発言をしたという(, 1994, 18)。

こうして、チェコスロヴァキアを取り巻く情勢を軍事介入によって解決しようという環境が整備され、その最終的な決定が、15-17日の政治局会議で下された。ソ連指導部は、チェコス

ロヴァキア情勢に関する議論に終止符を打ち、全会一致で、チェコスロヴァキアに対する軍事介入を決定したのである(No.88)。決議には、次のように記されている。

最近の数日間のチェコスロヴァキアにおける状況や事態を包括的に検討し、ソ連、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、東独へのチェコスロヴァキア中央委員会指導部及び政府のメンバーからの反革命勢力に対する闘争への軍事援助の要求を検討した結果、ソ連共産党中央委員会政治局は、満場一致で、最近数日間、チェコスロヴァキア情勢の見通しが危険になっていると確信し、＜中略＞、今やチェコスロヴァキアにおける社会主義の擁護のため積極的な措置をとる時であり、満場一致で、チェコスロヴァキア共産党と人民に対し、軍事援助を伴う支援を提供することを決定した(376-7)。

この会議で、また、事態が「社会主義共同体全体の死活的利害に影響を与え」、合意内容に反する方向へ進展しており、それに対して「効果的で、具体的な措置がなされていない」という内容の書簡をドブチェクへ送付することも承認された(, 1992, 151-3)。

軍事介入の決定から実行に至る期間、いくつかの点で、チェルヴォネンコが重要な役割を果たしている。まず第1に、「警告書簡」として知られる17日付の書簡は、当初、18日の朝に手渡されるはずであったが、ドブチェクらにその内容を検討する時間を与えない方が得策であるというチェルヴォネンコの進言により、19日の夕方に届けられることになった(No.90)。第2に、革命労農政府樹立の声明文をピリャークとインドラに手渡すよう命令が下され、軍事介入と同時に実行される権力奪取の準備が整えられた(No.89, 379-83)。さらに、同じ17日、彼は、スヴォボダと会見し、「軍事介入が破滅を招き、チェコスロヴァキアの親ソ感情を一変させる」という大統領の考えには、「ドブチェクら改革派の影響が反映されているが、最終的に彼はソ連の側に与するだろう」(, 1992, 154-5)とスヴォボダの態度を評価し、彼が軍事介入を容認するという判断をソ連指導部に送っている。

政治局による軍事介入決定は、翌18日に、急遽、モスクワで開催されたWTO 5カ国会談で承認された(No.92)。この席で、ブレジネフは、ドブチェクが合意を果たさず、しかも完全に右傾化し、健全勢力に対する支援がなされなければ、きわめて困難な状況が生じると述べ、「我々(=政治局と書記局)は、満場一致で、健全勢力へ軍事援助を提供し、彼らの行動計画に同意することを決定した」(399)というソ連指導部の決定を伝えた³⁾。

19日には、政治局の名前で、中央委員会のメンバーや各地方の党幹部に対して、チェコスロヴァキアへの軍事介入に関するメッセージが発せられ、軍事介入の理由が端的に述べられた。((), .89, .38, .59, .1-3)。

が右派勢力によってブルジョワ国家へ転換されようとしていると状況を分析した結果、チェコスロヴァキアにおける社会主義の擁護のために積極的な措置を取る時期であるという結論に達し、その評価は、また、他の東欧4カ国や多数のチェコスロヴァキア人民によって支持されているとして、軍事介入を正当化する論理が展開されている。

そして、8月20日夜、WTO軍は、チェコスロヴァキア領内への侵攻を開始した。

3 クレムリンにおける「交渉」

8月20日から21日に、WTO軍が、チェコスロヴァキア領内へ侵攻した。ソ連指導部は、チェコスロヴァキア側が「ソ連及び他の同盟国に対して、軍による援助を含む緊急の援助を兄弟的チェコスロヴァキア人民に与えるよう訴えた」(. 22 . 1968)という要請に基づいているとして、この軍事介入の正当性を主張した。しかし、軍事介入の知らせを受けたチェコスロヴァキア共産党中央委員会幹部会は、「国境侵犯は、社会主義諸国間関係を統治する原理に反するだけでなく、国際法の基本的な条項を侵害する」とWTO軍の介入を批判する声明を可決した(No.100)。また、22日にソ連大使館及び大統領官邸における2度の革命労農政府の樹立の試みも、スヴォボダの強い抵抗に遭い、失敗に終わった(No.115)。この結果、ソ連指導部は、「健全勢力」の能力の過信に基づいていた介入の論理が崩壊したことを受けて、それを再構成する必要に迫られたのである。その意味で、「政治生活から完全に排除するつもりであった人々(=ドブチェクら改革派)との交渉の事実自体は、前チェコスロヴァキア指導部の政治的な勝利であり、チェコスロヴァキア介入時に計画されていた政治目的が実現不可能であることの証拠」(. 1995, 46)と解釈することもできよう⁴⁾。

それでは、ソ連指導部は、どのように軍事介入の帰結を評価し、事態の收拾を図ろうとしたのであろうか。軍事介入がもたらした結果に対する後始末の場となったクレムリンにおける「交渉」は、23日から26日にかけて行われた⁵⁾。23日、ブレジネフらは、スヴォボダ率いる代表団と会談を持っている(. 89, . 38, . 57, . 1-61)。スヴォボダとの会談では、ブレジネフは、前日プラハ市内の工場で開催された「臨時党大会が非合法的に招集され、効力を持たない」(. 2-3)と宣言するよう求めた。また、ソ連指導部は、ドブチェク、チェルニーク、スムルコフスキーが、そのポストに引き続き留まることを容認するが、他方で、チェルナ会談での合意に従って、クリーゲル、ペリカーン、ツィーサシュ、バヴェルの更迭を要求した(. 7)。

その後、他の代表団メンバーも加わった会談では、1月以降の事態の展開に関するソ連側の見解が改めて示され、その中で、コスイギンは、現在の事態を招いた責任がドブチェクにあること、軍事介入が実施されなければ、9月の党大会で、「健全勢力」が一掃されたであろうし、

解決策を見つけなければ、内戦が起こるだろうと述べた(.33-5)。また、フサークやピリャークに対して、26日に開催予定のスロヴァキア共産党大会を、情勢の複雑化や反ソ的感情の高揚を考慮して、延期するよう求めた(.46-7)。

この後に、スヴォボダの要請によって拘禁を解かれ、モスクワへ連れてこられたドブチェクとチェルニークが、ブレジネフ、コスイギン、ポドゴルヌイ、ヴォロノフの4人と会談を持った(.89, .38, .57, .62-110)。まず、ブレジネフが、軍事介入の理由を「合意事項の不履行が軍事介入という行動に5カ国を駆り立てた」(.62)と説明した。そして、ブラティスラヴァ宣言の原則に従った解決策を見出すこと、1月及び5月総会の原則に立った政策路線の確認、右派勢力の影響力を排除した党や政府の活動といったソ連側の要求を列挙し(.62-5)、事態打開の方策を見出す用意があるという見解を示した。

体調が優れないまま会談の席に着いたドブチェクは、ブラティスラヴァ会談以後の事態の改善にもかかわらず、事前通告もなく軍事介入が実行されたことは、重大な問題であると述べた(.65-6)。そして介入後の状況を把握できていないため、具体的措置を何も提案できないし、また軍事介入という行動は、他の社会主義諸国や資本主義諸国における共産主義政党の混乱を引き起こすとも述べた(.69)。

ブレジネフが、再度、友好に基づく解決策について話し合うというソ連側の姿勢を示し、介入後の情勢に関するソ連側の分析を提示した。その中で、マスメディアの掌握、臨時党大会の開催、スヴォボダがモスクワに向かっていていることを知らせた(.76-8)。ドブチェクは、党や政府機関の指導力の固定化の実行と軍隊の撤退の検討を要求した(.85-6)。しかし、ソ連指導部は、「大会が選出した中央委員会はブルジョワ共和国を保証する構成である」(.84)、「それが有効であるというならば、それはあなたの政策すべてを覆すことに等しい」(.108)と批判し、あくまでも、党大会の取り消しを要求した。

翌日には、改革派に数えられていたスムルコフスキー、シュパチェク(中央委員会書記)、シモン(幹部会員候補)の3人が、ソ連指導部と会談した(.89, .38, .58, .1-30)。その内容は、ドブチェクらとの会談における主張の繰り返しであり、「交渉」による解決への同意を求めるものであった。その中で、ソ連側の本音が吐露されたと思われるやり取りがある。それは、1月及び5月総会の決定を尊重するというソ連の見解に対し、スムルコフスキーとシュパチェクが、『行動綱領』が採択された4月総会こそが、1月以降の政策路線の基盤であると主張したときである。ブレジネフは、「あなたたちの『綱領』にはブルジョワ民主主義共和国へ向かうと思われる個所がいくつか存在している」(.20-1)と答えた。このことは、『行動綱領』、すなわち「プラハの春」の方向性に対するソ連の否定的な姿勢を率直に表している。

以上の3度の会談から、ドブチェクら現指導部が引き続きその地位に留まることを容認し、流血の事態を招かないためにも、臨時党大会の無効を宣言することやチェルナでの合意事項の

即時実行を条件とする解決策を見出すというソ連側の要求が明確になった。24日、ソ連指導部は、後に「モスクワ議定書」となる草案を提示し、これを叩き台に「交渉」が行われた。

チェコスロヴァキア代表団との「交渉」と同時並行して、その経過が逐一政治局とモスクワに集まっていた介入当事国の指導者に報告された。この場で、ドブチェクらと「交渉」を持つという方針に対して異論が出された。例えば、24日のWTO 4カ国指導者との会談で、ソ連側が介入の政治的帰結が予想外の展開であるという認識を示した上で、4カ国の指導者に対して、ドブチェクらと改めて「交渉」を行う理由を説明し、理解を求めた。これに対して、カーダール以外のゴムウカ、ウルブリヒト、ジフコフの3人は、それぞれ、反革命勢力に対する武力闘争の不可避性や、労農国民統一政府の樹立といった強硬な意見を表明した(No.118, 475-6; Williams, 1997, 139)。

また25日の政治局会議でも、ブレジネフらの方針をめぐる意見が交わされた。まずコスイギンが介入後の状況と前日に行われたWTO 4カ国指導者との会談の内容を報告し、軍事介入の評価について異なる評価が存在すると述べた。そして今後の方向性として3つの選択肢を提示した。(1)スヴォボダを首班とし、チェルニークが補佐する革命政府の樹立、(2)チェルニークを首班、あるいはチェルニークを第一書記に、首相にはフサークを据える指導体制、(3)ドブチェクら従来の指導部の留任である(Williams, 1995, 46-7; Williams, 1997, 140)。このようにソ連指導部内及びWTO指導者間には軍事介入後の対応をめぐる意見の相違が存在していた。しかし迅速に事態を收拾したいブレジネフらの意向を反映して、ドブチェク率いる指導部との「交渉」が承認された。

クレムリンでの「交渉」は、26日午後、「議定書」条文の最終調整を行う会談を迎えた(Williams, 1995, 48, 50, 52, 54, 56, 58)。条文の確認作業に入る前に、ドブチェクから意見と訂正を表明する機会を要望する発言があり、チェルニークが意見を述べた(Williams, 1995, 52-5)。その主な内容は、通告及び幹部会の要請なき軍事介入の実施を非難し、流血の事態と党の解体の防止、ドブチェクを批判する報道に対する抗議を含んでいた。また臨時党大会の無効性を承認し、WTO軍の撤退を求める意見を述べた。

ドブチェクは、この状況を招いた原因に言及し、5月以降の改善に向かっている情勢への軍事介入は理解に苦しみ、否定的な影響を及ぼすと述べ、また軍事介入は、大きな欠点、過った早急な行動であり、党内や国内の緊張の震源であると発言した(Williams, 1995, 13)。

これに対し、ブレジネフは、1月以降の展開を回顧しながら、どれほどチェコスロヴァキア情勢を不安を持って注視していたかを語った。ソ連を不安にさせた理由の一つとして、次のような見解を提示した。

我々は、チェコスロヴァキアが社会主義陣営から離反しないことを望んでいた。チェコスロ

ヴァキアは、ただ単にチェコスロヴァキアではない。それは、ボンの隣に位置し、周辺の社会主義諸国は、そこで生じている状況が彼らの関心に直接結びつくと考えている(.14)。

これは、チェルナ会談におけるコスイギンの発言と同様に、地政学的な視点から、介入の理由を明らかにしたものである。さらに、プラティスラヴァ声明に言及する形で、「社会主義の擁護の事業は、全兄弟党の事業である。もちろん、直接的に軍隊の導入について述べていないが、社会主義の運命に対する我々の集団的な責任が、そこには、明白に記録されている」(.24)と改めて軍事介入の正当性を主張した。

コスイギンも、同様に、我々の提案が信頼に基づくものであり、軍隊の導入は、チェコスロヴァキアが資本主義的發展の道へ進むことを阻止するために必要であった。また、チェコスロヴァキア側が「合意」など何もなかったというとき、いかなる理由でそう発言しているのかと批判した(.24-31)。

会談は、ドブチェクの発言に激怒したソ連指導部が一度退席するという一幕もあったが、スヴォボダらの説得の結果、改めて、議定書の条項の検討が行われた(.34-8)。チェコスロヴァキア側からの要請でいくつかの文章が訂正されたが、しかし、軍の撤退期限を明記する要請は、「秩序が回復してから実行する、これはWTO 6カ国の問題であり、この場で結論を出すことはできない」と拒否されたように、議定書の根幹部分に関しては、ソ連側の要求が通された。

4日間にわたって続いた「交渉」の結果として締結された「モスクワ議定書」は、臨時党大会の無効、正常化後の党大会の開催(2項)、マスメディアの統制及び反社会主義勢力に対する措置(4項)、WTO軍の駐留問題(5項)⁶⁾、国連安保理でのチェコスロヴァキア問題に関する討議の取り下げ(11項)、人事面における幹部の更迭の実施(12項)、議定書の内容の秘密扱い(14項)など15項目から成っていた(No.119; ムリナーシ, 1980, 415-9)。これらの条項から、クレムリンにおける「交渉」は、結果的に、若干の修正があったとはいえ、ソ連側の要求を、チェコスロヴァキア代表団が受諾する形で終結したことがわかるだろう。そして、それは、「プラハの春」の事実上の終焉を意味していた。

おわりに

これまでの議論から、ソ連指導部を軍事介入という選択へと導いたのは、チェコスロヴァキア指導部が、チェルナ及びプラティスラヴァ会談で「合意」された事項を実行しなかったという認識である。軍事介入までの約3週間の間、ソ連指導部は、幾度となく、チェコスロヴァキア側に、合意事項の実施を要請した。しかし、2度の電話会談などからも明らかのように、ドブチェクは、ソ連指導部が期待するような措置を採ることができなかった。その結果、ドブチ

ェクに「裏切られた」という認識がソ連指導部内で浸透し、政治的解決の道に限界があること、そして事態は、軍事介入によってしか打開されないという結論が導かれたといえよう。

しかし、このような過程を経て実行された軍事介入は、当初の目論見と異なり、予想外の展開をもたらした。「健全勢力」による権力奪取の失敗は、ソ連指導部にドブチェクらと「交渉」の席に着くことを余儀なくさせた。「交渉」の過程で、ソ連指導部は、臨時党大会の無効や合意事項の実行を要求し、それが受け入れられなければ、流血の事態を招くだろうと指摘し、最終的にソ連側の主張がほぼ全面的に反映した形で「モスクワ議定書」が締結された。当初の目論見が狂ったとはいえ、現実にはチェコスロヴァキアを「占領」している立場から、ソ連指導部は、その要求を受諾させることができたのである。

「ブラハの春」への介入後、ソ連指導部は、それを正当化するため、後に西側で「制限主権論」あるいは「ブレジネフ・ドクトリン」と呼ばれるようになった論理を展開した⁷⁾。すなわち、ソ連指導部がその勢力圏内部において社会主義が危機にさらされていると判断した場合、介入行為が主権の侵害に当たらないという論理である。この論理は、必然的に共産党体制の改革の方向性や範囲に一定の枠組みを提供し、そこから逸脱する政策の選択に対する歯止めの機能を担うことになった。それはまた、ソ連・東欧関係の非対称性や冷戦構造の固定化を再確認するものであった。

チェコスロヴァキアに訪れた束の間の春は、再び長い冬に取って代われ、再び春が到来するまでに、20年以上の時間を必要とした。

註

- 1) 本稿では、Navrátil ed., 1998を主な史料として使用する。この史料集は、1989年以降、チェコスロヴァキア政府(当時)によって組織された「1967年から1970年の事件分析委員会」が収集・編纂した公文書などを中心に、ジョージ・ワシントン大学国家安全保障公文書館が、先の委員会と共同で編集・英訳したものである。引用にあたっては、史料に付されている番号(例, No.10), 必要に応じてページ数を記す。チェコ語では、チェコ科学アカデミー現代史研究所(ÚSD AV ČR)によって、いくつかのテーマに沿った形で編集された史料集(cf. Vondrová and Navrátil eds., 1995-97)が、10冊ほど刊行されている。
- 2) チェルナ会談の準備に向けた折衝は、まず16日にドブチェクとブレジネフが電話で会談し、二国間会談を開くことで合意に達した。しかし、開催場所を巡って折り合いがつかず、結局、22日、ソ連側が、29日にチェルナでの開催および会談には双方の指導部全員が参加する旨を提案し、チェコスロヴァキア側もこれを受け入れた(Williams, 1997, 98-9; . No.2-3, 1992, 65-71 も参照)。
- 3) 会談に出席したカーダールは、「最終手段(=軍事介入)に関して、我々は、武力侵攻を回避する必要があるが、他の可能性が閉ざされた場合のみ、それ(=軍事介入)に頼るべきだとみなしていた。しかし、以後の情勢が示すように、その時点で、彼らは、すでに我々に耳を貸さなかった」(. No.7, 1990, 101-2)と回想している。「ブラハの春」に一定の理解を示し、軍事介入に慎重

なカーダールの対応は研究者の関心を引いている(cf. Vida, 1994; Kun, 1999)。

- 4) 11月16日の政治局会議で報告された介入評価の文書においても、介入がチェコスロヴァキアにおける資本主義の再興を防いだと評価しながらも、軍隊の導入の際、その支持を喚起する宣伝活動がきわめて不十分であったと指摘されている(No.135)。
- 5) 「交渉」の速記録の抜粋は、No.5, 1993, 91-6; Novikov and Shinkarev, 1996; 19 1998, 10-3 にも掲載されている。またドブチェク、スムルコフスキー、ムリナーシの回想録も参照(ドブチェク, 1993, 22-23章; スムルコフスキー, 1976, 151-63; ムリナーシ, 1980, 313-73)。
- 6) チェコスロヴァキア領内へのソ連軍の「暫定」駐留に関する話し合いは、10月3-4日にモスクワで行われ(No.131), 16日に二国間条約が締結された(No.133)。
- 7) 本稿では紙幅の関係上、「制限主権論」それ自体に関する理論的考察を行うことができない。「制限主権論」が、「ブレジネフ・ドクトリン」とも呼ばれることから、チェコスロヴァキア介入後に、このような原則が確立したかのような印象を与えるが、ブレジネフは、「制限主権論」の提唱者ではなく代弁者にすぎない(ヴォルコゴノフ, 1997, 57)。しばしば「制限主権論」のテキストとして引用されるコヴァリョフやブレジネフの演説には主権が制限されるとは述べられていない(26 1968; 13 1968)。この問題は、戦後の東欧諸国における共産党体制の成立以降、社会主義諸国間の関係をどのように規定するかという点から検討されるべきである(cf. 岩下, 1999; Light, 1988; Jones, 1990)。

【引用・参考文献】

- 岩志津子, 1994, 『『ブラハの春』と軍事介入決定過程 - ブレジネフ政権の対応を中心として』『国際政治』107号
- 岩下明裕, 1999, 『『ソビエト外交パラダイム』の研究 - 社会主義・主権・国際法』国際書院
- 岩田賢司, 1987, 「チェコ事件」木戸翁・伊東孝之編『東欧現代史』有斐閣
- 金成浩, 1998, 「冷戦期ソ連の侵攻と撤退 - 機密解除資料を中心として」『ロシア研究』27号
- 佐瀬昌盛, 1983, 『チェコ悔恨史 - かくて戦車がやってきた』サイマル出版会
- みすず書房編集部編, 1968, 『戦車と自由(1)(2) - チェコスロバキア事件資料集』みすず書房
- ドブチェク, アレクサンデル, 1991, 『証言ブラハの春』岩波書店
- ドブチェク, アレクサンデル, 1993, 『希望は死なず - ドブチェク自伝』講談社
- ムリナーシ, ズデニク, 1980, 『夜寒 - ブラハの春の悲劇』新地書房
- シンカリョフ, レオニード, 1992, 「1968年ブラハ - ソ連戦車を呼んだのは誰か?」『季刊QUO』5号
- スムルコフスキー, ヨセフ, 1976, 『スムルコフスキー回想録 - わたしは屈服しない』読売新聞社
- ヴォルコゴノフ, ドミートリー, 1997, 『七人の首領 - レーニンからゴルバチョフまで(下)』朝日新聞社
- Dawisha, Karen, 1984, *The Kremlin and the Prague Spring*, Berkeley: University of California Press
- Eidlin, Fred H., 1980, *The Logic of "Normalization": the Soviet Intervention in Czechoslovakia of 21 August 1968 and the Czechoslovak Response*, New York: Columbia University Press
- Golan, Galia, 1973, *Reform Rule in Czechoslovakia: the Dubcek Era, 1968-1969*, Cambridge: Cambridge University Press

.19 1998
« » ()
1968 .) // . No.3, 1993
// . 18
1968 // .
4 1968 // .22 1968
// .
26 1968 // .13 1968
.13 1968 //
(), .3, .91, .120, .1-
18, from <http://www.fas.harvard.edu/~hpcws/Besedy.pdf#pagemode=thumbs>
// (), .89,
.38, .57, .1-61
// .89, .38, .57, .
62-110
// .89, .38, .58, .1-30
.96 19 1968 // .
.89, .38, .59, .1-3
26 1968 // .89, .38, .
60, .1-58

Vondrová, Jitka, and Jaromír Navrátil, eds., 1995-1997, *Mezinárodní Souvislosti Československé Krize 1967-1970*, 3 vols., Praha: Ústav pro Soudobé Dějiny AV ČR

(Shin'ichi Agatsuma, 本学大学院國際關係研究科後期課程)